

鈴鹿市監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

平成31年2月28日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 前 田 久美子

鈴鹿市監査委員 明 石 孝 利

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 総務部市民税課
- (2) 教育委員会事務局学校教育課
- (3) 産業振興部地域資源活用課

2 措置の内容

(1) 総務部市民税課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年1月11日

エ 指摘事項

平成29年度の臨時職員の賃金において、未支給が見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

ご指摘のありました未払い分については、本人にお詫びを申し上げ平成30年10月15日に支払いました。

以後、毎月の臨時職員の出勤状況及び出勤簿の記載内容について、事務担当、庶務担当及び各GLが厳重にチェックすることにより賃金の未払い、支払い誤りが発生しないよう出退勤務管理を適切に行っています。

(2) 教育委員会事務局学校教育課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年1月25日

エ 指摘事項

(ア) 平成29年度の臨時職員の通勤費において、未支給が見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

(イ) 備品の貸付けについては、市有財産規則及び物品管理規則に定める手続きにより適正に行われたい。

オ 措置結果

(ア) 過年度払いにて11月中に支払い対応いたしました。また、今後は、入力前に複数の職員にて出勤簿の点検及び入力内容の確認を行うよう周知しました。

(イ) 来年度から、薬剤師会に対し、物品貸付申込書の提出を求めることといたします。

(3) 産業振興部地域資源活用課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年1月28日

エ 指摘事項

(ア) モータースポーツフェスティバル開催業務委託については、意思決定に関する文書が作成されていないので、今後は改善されたい。

(イ) 備品の貸付けについては、市有財産条例及び物品管理規則に定める手続きにより適正に行われたい。

オ 措置結果

(ア) 今後、事業を実施する際には、意思決定に関する文書を作成し、企画書及び概要書を添付し課内で決裁文書として保存いたします。

(イ) 今後は、市有財産条例及び物品管理規則に沿って、物品の貸付けをいたします。

鈴鹿市監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

平成31年3月18日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 前 田 久美子

鈴鹿市監査委員 明 石 孝 利

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

(1) 消防本部消防総務課

(2) 消防本部予防課

2 措置の内容

(1) 消防本部消防総務課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年2月18日

エ 指摘事項

(ア) 合川分団車庫待機所整備事業については、BLT方式（建設-リース-譲渡）を採用するに至る意思決定に関する文書が作成されていない。また、関係課との事前協議も十分でない。今後は改善されたい。

(イ) 契約保証金については、契約規則に定める手続きにより、適正に行われたい。

オ 措置結果

(ア) 今後同様の方式を採用する場合は、意思決定に関する文書を作成することを徹底します。また、関係課との事前協議についても十分に行います。

(イ) 契約保証金については、受注者と変更契約を行い、契約規則に基づき適

正に徴収しました。

(2) 消防本部予防課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年2月18日

エ 指摘事項

備品管理について、物品管理規則による手続きを経ず、廃棄されている物が見受けられる。定期的に備品台帳と備品との確認を行うなど、適正な物品管理を行うよう改善されたい。

オ 措置結果

平成30年11月8日付け鈴消総第787号にて廃棄処理手続きをしました。また、定期的に備品台帳と備品との確認を行い、適正に管理するよう改善します。

鈴鹿市監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和元年5月7日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 前 田 久美子

鈴鹿市監査委員 明 石 孝 利

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 総務部資産税課
- (2) 産業振興部農林水産課
- (3) 産業振興部産業政策課
- (4) 教育委員会教育総務課
- (5) 都市整備部建築指導課
- (6) 都市整備部住宅政策課

2 措置の内容

- (1) 総務部資産税課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 平成31年1月7日
 - ウ 措置通知年月日 平成31年3月6日
 - エ 指摘事項

平成30年度固定資産税・都市計画税に課税誤りが見られるので、今後は確認作業を徹底されたい。

オ 措置結果

電算システム移行に伴う課税誤りについては、委託事業者に検証作業を実施させ平成30年11月末に完了しました。

また、課税誤り防止策として、システム変更に伴い入力作業が複雑となったため、起こりうる入力ミスを想定した職員によるダブルチェックを実施いたします。

次回のシステム変更においては、委託事業者との協議・調整を密に行うとともに、データ移行等のチェック体制を強化いたします。

(2) 産業振興部農林水産課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月8日

エ 指摘事項

(ア) 漁港流入塵芥清掃業務委託については、業務の履行が十分確認できる報告文書を提出させるよう改善されたい。

(イ) 有害鳥獣駆除業務委託については、変更契約によって単価の改定を行うべきである。適正な事務処理をされたい。

(ウ) 平成30年度の臨時職員の賃金において、未支給が見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

(ア) 今後は、業務の履行の詳細が確認できる報告書の提出を求めます。

(イ) 平成30年度において、単価の改定が生じる場合は変更契約を行い、適正な事務処理を行います。

(ウ) 再計算の後、至急、未支給分の支払処理をし、平成30年8月31日付けで支払いました。複数人で内容を確認し、支給誤りのないよう適正な事務処理を行います。

(3) 産業振興部産業政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月12日

エ 指摘事項

(ア) 企業訪問に関する文書が作成されていないので、今後は改善されたい。

(イ) 平成29年度の旅費において、未支給が見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

(ア) 平成30年度は、7月3社、2月2社の市長による本社訪問を行いました。2月時の訪問については、事前に予定企業と行程を決裁いたしました。

また、その訪問後には、今年度を実施した5社についての報告書を作成し文書にて供覧いたしました。

今後も文書による起案を徹底していきます。

(イ) 支払処理について1件失念していたものがあつたため、未支給判明後、早急に会計課に相談し、昨年9月3日に処理いたしました。以後は確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。

(4) 教育委員会教育総務課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月18日

エ 指摘事項

(ア) 給食については、給食協会と教育委員会事務局の事務分掌が不明瞭である。特に、給食費に関する規定が明確になっていない。早急に整備されたい。

(イ) 契約書の作成に不備が見受けられるので、確認体制を見直すとともに、教育委員会への事務委任に関する規則に則り適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

(ア) 給食については、学校給食法に基づく給食の実施等が教育委員会事務局事務としており、給食費の管理については、給食協会事務としています。

給食費に関しては、給食協会会則第12条第1項及び事務決裁規程にて規定していますが、会則等の整備をします。

(イ) 教育委員会への事務委任に関する規則、教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則及び教育長所管事務決裁規程に基づき、適正な事務処理の徹底を図ります。

(5) 都市整備部建築指導課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月20日

エ 指摘事項

(ア) 建築行為等に係る道路後退用地等整備推進事業については、関係する要綱及び要領に不備があるため修正されたい。

(イ) 道路後退用地整備工事については、分割発注の必要性について説明責任が果たされていない。今後は改善されたい。

オ 措置結果

(ア) 今年度末までに取扱要領の規定を後退要綱及び助成金・報奨金交付要領に統合するよう改正を行い、取扱要領を廃止します

(イ) 道路後退用地整備工事について、説明責任を果たせるようにいたします。

(6) 都市整備部住宅政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月22日

エ 指摘事項

(ア) 市営住宅管理業務における通訳業務委託については、実態に即した契約内容に修正されたい。

(イ) 移住パンフレット作成業務委託については、意思決定に関する文書が作成されていない。今後は改善されたい。

オ 措置結果

(ア) 市営住宅管理業務における通訳業務委託については、委託内容の一部に派遣と見なされるものが含まれていたため、業務委託先と協議し、この契約を終了する旨の変更契約をいたしました。今後は、派遣とならないよう委託内容を明確にし、通訳業務委託を行います。

(イ) 今後、このような事業を施行する際には、企画段階において庁内での情報共有を図り、事業化に関する文書を作成のうえ仰裁するなど、意思決定の過程を明確にするよう事務を改めます。

鈴鹿市監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和元年5月28日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 前 田 久美子

鈴鹿市監査委員 森 雅 之

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 総務部管財課
- (2) 環境部環境政策課
- (3) 環境部開発整備課
- (4) 環境部清掃センター
- (5) 環境部クリーンセンター
- (6) 都市整備部市街地整備課
- (7) 教育委員会事務局教育総務課

2 措置の内容

(1) 総務部管財課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年4月4日

エ 指摘事項

(ア) 普通財産の貸付けについては、市有財産規則に定める手続きにより適正な事務処理をされたい。

(イ) 添付されるべき文書がないなど契約書に不備が多いので改善されたい。

オ 措置結果

- (ア) 事務手続きにおいて、市有財産規則に定めのない様式を使用していたため、必要な様式を定める等、市有財産規則の改正手続き中です。
- (イ) 文書の綴り間違いなど、修正可能なものについては、修正いたしました。
また、今後の契約事務において、不備をなくすよう課内職員に注意するとともに、グループごとに打合せを行いました。

(2) 環境部環境政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年4月5日

エ 指摘事項

- (ア) 斎苑業務における時間外勤務については、以前にも指摘しているところであるが、削減傾向が見られないので一層の改善を図られたい。

オ 措置結果

- (ア) 設備の改修により清掃業務の効率化を行うことで、時間外勤務の削減を図りましたが、夕方遅い時間の火葬件数が増加したことに伴い減少には至りませんでした。

引き続き、委託業務の見直しを含め、業務改善を進めることで更なる時間外の削減を行ってまいります。

(3) 環境部開発整備課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年4月5日

エ 指摘事項

- (ア) 不燃物リサイクルセンター周辺地域監視パトロール等委託については、仕様書に詳細な内容が示されず、実施後の報告書様式にも不備が多いので改善を図られたい。
- (イ) 30万円未満の工事施行何等の一連の様式は、建設工事執行規則、契約規則及び文書管理規程との整合を図られたい。(清掃センター、クリーンセンター共通)

オ 措置結果

(ア) 不燃物リサイクルセンター周辺地域監視パトロール等委託については、詳細がわかるようにするため、平成31年度契約より仕様書にパトロールコースを添付いたしました。

また、新たに実施後の報告書様式を定め、実施後の報告書に不備がないよう改善いたしました。

(イ) 30万円未満の工事施行同等の一連の様式については、建設工事執行規則、契約規則及び文書管理規程との整合を図るため、平成30年度中に工事情報管理システムの改修を行い、平成31年度より全庁的に様式が変更されます。新システムへの移行までの期間は、起案日、文書記号番号を現様式に追記するとともに、別途監督検査命令書を作成し交付するようにしました。

(4) 環境部清掃センター

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月26日

エ 指摘事項

(ア) 清掃センター対策委員会パトロール等委託については、これまでも所見で述べているが、関係書類に不備が見受けられるので改善されたい。

(イ) 平成29年度の旅費において、未支給が見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

(ウ) 30万円未満の工事施行同等の一連の様式は、建設工事執行規則、契約規則及び文書管理規程との整合を図られたい。(開発整備課、クリーンセンター共通)

オ 措置結果

(ア) 平成30年度より、清掃センター対策委員会から提出される報告書について、委託項目についてのみ記載するよう改善します。

(イ) 未支給分を確認し、平成30年7月17日に支払いを完了しました。今後は、出張命令簿を毎月確認し、支払い処理が完了しているか確認作業を行います。

(ウ) 30万円未満の工事施行同等の一連の様式については、建設工事執行規則、契約規則及び文書管理規程との整合を図るため、平成30年度中に工事情報管理システムの改修を行い、平成31年度より全庁的に様式が変更されます。新システムへの移行までの期間は、起案日、文書記号番号を現様式に追記するとともに、別途監督検査命令書を作成し交付するようにしました。

(5) 環境部クリーンセンター

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月26日

エ 指摘事項

(ア) 契約事務において、契約書の一部が欠落しているので、複数の職員で確認するなどして慎重を期されたい。

(イ) 30万円未満の工事施行同等の一連の様式は、建設工事執行規則、契約規則及び文書管理規程との整合を図られたい。(開発整備課、清掃センター 共通)

オ 措置結果

(ア) 契約事務について適正な管理を行うため、契約書を受理した段階において、複数の職員で確認を行うよう改善しました。

(イ) 30万円未満の工事施行同等の一連の様式については、建設工事執行規則、契約規則及び文書管理規程との整合を図るため、平成30年度中に工事情報管理システムの改修を行い、平成31年度より全庁的に様式が変更されます。新システムへの移行までの期間は、起案日、文書記号番号を現様式に追記するとともに、別途監督検査命令書を作成し交付するようにしました。

(6) 都市整備部市街地整備課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年1月7日

ウ 措置通知年月日 平成31年3月29日

エ 指摘事項

(ア) 備品管理について、定期的に備品台帳と備品との確認を行うなど、適正な備品管理を行うよう改善されたい。

オ 措置結果

(ア) 備品台帳に登載されている備品の保管場所について点検しました。今後は年一回、備品台帳と備品との確認を行います。

また、備品の保管場所について、職員間で情報共有し、適正な備品管理を行います。

(7) 教育委員会事務局教育総務課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年3月27日

ウ 措置通知年月日 平成31年4月1日

エ 指摘事項

(ア) 平成29年度の旅費において、過払いが見受けられる。随時確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

(ア) 支給金額の誤りの差額分を平成31年2月26日払で追加支給しました。今後は鈴鹿市旅費支給マニュアルに基づき適正に処理いたします。

鈴鹿市監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和元年6月28日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 前 田 久美子

鈴鹿市監査委員 森 雅 之

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 地域振興部地域協働課（牧田コミュニティセンター運営委員会）
- (2) 子ども政策部子ども育成課
- (3) 上下水道局下水道工務課

2 措置の内容

(1) 地域振興部地域協働課

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 平成31年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和元年5月13日

エ 指摘事項

使用許可申請書の受理及び審査に当たっては、コミュニティセンター条例及び同施行規則並びに牧田コミュニティセンターの管理に関する協定書等に基づいた適正な運営に改められたい。

オ 措置結果

コミュニティセンター条例及び同施行規則並びに牧田コミュニティセンターの管理に関する協定書等に基づき、申請受理や審査を行うように事務手続きを改めました。

また、それに伴い、利用案内を修正しました。

(2) 子ども政策部子ども育成課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和元年4月24日

エ 指摘事項

平成29年度の旅費において、過払いが見受けられる。随時確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

出張命令個票の確認をして、基準に該当せず過払いであった旅費は返還処理を行いました。(平成31年4月19日入金確認済み)

また、今後、支払い誤りの防止のため、幼稚園には旅費の支給基準を改めて周知し、子ども育成課での照合の際に出張先が近距離のときは基準に該当するかどうかの確認をするよう事務の見直しを行いました。

(3) 上下水道局下水道工務課

ア 監査区分 工事監査

イ 監査結果提出日 平成31年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和元年5月20日

エ 指摘事項

縦断面図の文字や数字が小さくて不明確である。

また、曲率の項目欄が空白で、設計に用いていない。

今後は、明確で適切な設計図面を作成されたい。

オ 措置結果

使用工法に応じて設計、施工に曲率が必要のない場合、曲率の項目を削除致します。

また明確な文字や数字の大きさに図面作成を致します。

鈴鹿市監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和元年8月20日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 森 雅 之

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 教育委員会事務局学校教育課
- (2) 産業振興部地域資源活用課（千代崎観光協会）

2 措置の内容

(1) 教育委員会事務局学校教育課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 平成31年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和元年6月26日

エ 指摘事項

(ア) タクシーチケット控え及び移送明細整理簿に多数の不備が見受けられるので改善されたい。

(イ) 平成30年度の旅費において、支払金額の誤りが見受けられる。随時確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

(ア) 校長会及び教頭会にて、監査指摘事項を報告しました。監査時に指摘された内容については、各校にて責任を持って修正等を行うよう指示し、今後同じことのないよう周知しました。

(イ) 校長会及び教頭会にて、監査指摘事項を報告しました。監査時に指摘さ

れた内容については、各校にて責任を持って修正等を行うよう指示しました。また、旅費支給マニュアルを参照し、支給内容に誤りがないか再度確認し、今後同じことのないよう周知しました。

今回指摘された不足分につきましては、平成31年3月18日に支払いを行いました。

(2) 産業振興部地域資源活用課（千代崎観光協会）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 平成31年3月27日

ウ 措置通知年月日 令和元年6月26日

エ 指摘事項

協定書第7条に「自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設け、団体自身の口座とは別の口座で管理する」とあるが、会計帳簿書類及び口座は自身の団体と合算されており、経理規程も設けられていないので早急に改善されたい。

オ 措置結果

指定管理業務についての、独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けるよう指導しました。

指定管理業務のみに使用する口座を作成しました。

経理規程を設け、適正に運用しております。